令和4年12月1日

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
大東グラウンド	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

3 使用料等の見直し

(1) 大東体育館

117			
貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用 (一般)	1 時間	800円	<u>1,000 円</u>
アリーナ専用 (高校生以下)	1 時間	400 円	500円
アリーナ個人(一般)	1人1回	200円	200 円
アリーナ個人 (高校生以下)	1人1回	100円	100円
会議室	1 時間	200円	600円
放送設備	1 🗇	_	200円(新設)
アリーナ暖房 (ブライトヒーター)	1 時間	_	400円(新設)
会議室暖房設備	1 時間	_	120円(新設)

(2) 大東野球場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド(一般)	1 時間	400 円	400 円
グラウンド(高校生以下)	1 時間	200円	200 円
夜間照明設備	1 時間	3,000円	3, 500 円
放送設備	1 試合	500円	500円
スコアボード	1 試合	500円	500 円

(3) 大東グラウンド

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド(一般)	1 時間	200円	200 円
グラウンド(高校生以下)	1 時間	100円	100円
夜間照明設備	1 時間	350 円	500円

(4) 共通(持込電気器具)

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具 (1kWh まで)	1回	50 円	<u>廃止</u>
持込電気器具(500Wを超える場合)	コンセント1か所につき1時間 (1,500Wまで)	_	50円 (新設)

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0191-26-0860 FAX 0191-21-5770 MAIL <u>sport@city.ichinoseki.iwate.jp</u>



大東勤労者体育センター・春日公園テニスコート・春日グラウンド

令和4年12月1日

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
春日公園テニスコート	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで
春日グラウンド	午前5時から日没まで	午前6時から日没まで

3 使用料等の見直し

(1) 大東勤労者体育センター

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用 (一般)	1 時間	400円	800円
アリーナ専用 (高校生以下)	1 時間	200円	400円
アリーナ個人 (一般)	1人1回	100円	200円
アリーナ個人 (高校生以下)	1人1回	50円	<u>100 円</u>

(2) 春日公園テニスコート

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート	1面1時間	100円	100円
夜間照明設備	1面1時間	200円	250 円

(3) 春日グラウンド 使用料の変更はありません。

(4) 共通 (持込電気器具)

貸室名等	単位	改正前	改正後
持込電気器具(1kWh まで)	1回	50 円	<u>廃止</u>
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント1か所につき1時間 (1,500Wまで)		50円(新設)

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



5 問い合わせ

一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

令和4年12月1日

利用時間の変更及び使用料改正のお知らせ

市では多種多様な公共施設を設置し市民活動に供しており、将来にわたって安定的にサービスを提供していくためには、維持管理費の縮減に努めることはもちろんのこと、施設を利用する方からも受益者負担の原則に基づき、維持管理経費の適正な負担を求めていく必要があることから、受益と負担のあり方を明確にし、全ての施設の使用料の見直しを行いました。

また、スポーツ施設の利用期間、利用時間及び休日について、利用状況などに合わせ、見直しを行い、令和5年4月1日から以下のとおり変更となります。

記

1 改正実施日 令和5年4月1日(土)

2 利用時間の変更

施設名	改正前	改正後
伊勢館公園テニスコート	午前5時から午後10時まで	午前6時から午後10時まで

3 使用料等の見直し

(1) 大東バレーボール記念館

貸室名等	単位	改正前	改正後
アリーナ専用 (一般)	1 時間	400円	1,000円
アリーナ専用 (高校生以下)	1 時間	200円	500円
アリーナ個人 (一般)	1人1回	100円	200円
アリーナ個人 (高校生以下)	1人1回	50円	100円

(2) 伊勢館公園テニスコート

貸室名等	単位	改正前	改正後
コート	1面1時間	100円	100円
夜間照明設備	1面1時間	200円	<u>150 円</u>

(3) 伊勢館公園野球場

貸室名等	単位	改正前	改正後
グラウンド専用(一般)	1 時間	200円	<u>400 円</u>
グラウンド専用(高校生以下)	1 時間	100円	200円

(4) 共通 (持込電気器具)

貸室名等	単位	改正前	改正後		
持込電気器具(1kWh まで)	1 🗓	50 円	<u>廃止</u>		
持込電気器具 (500W を超える場合)	コンセント1か所につき1時間 (1,500Wまで)	_	50 円(新設)		

4 その他のスポーツ施設

その他のスポーツ施設の改正内容は市ホームページよりご確認ください。

□ 市ホームページ【総合トップ】→【市政情報】→【行政改革】→

「公共施設の使用料が変わります(令和5年4月1日実施)」



一関市まちづくり推進部スポーツ振興課

TEL 0 1 9 1 - 2 6 - 0 8 6 0 FAX 0 1 9 1 - 2 1 - 5 7 7 0 MAIL sport@city.ichinoseki.iwate.jp

